

令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会

第2回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和5年10月12日(木) 9時29分 ~ 12時07分
開 催 場 所	大津労働基準監督署 会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出 席 者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 宗野隆俊 労働者代表委員 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主 要 議 題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第2回 滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催します。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員の出席です。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、木下部会長にお願いします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で終結いただけるよう、皆様、ご協力、よろしく申し上げます。

本日は、事務局から資料説明等をしていただいた後、前回に続き、個別協議を

進めて行きたいと思います。

それでは、事務局は、資料の説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料についてご説明させていただきます。

資料 No. 1 は、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況（精密・電気機械器具製造業関係）でございます。

昨日までに、北海道、秋田、埼玉、千葉、大阪、兵庫、島根、広島、山口及び福岡局の 10 局で結審しているという状況です。

資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ありませんか。

○全委員

〔質問、意見等上がらず〕

○部会長

特にないようですので、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

それでは、前回に引き続いて、労・使に分かれて、個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。

検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

今日は 15 分をお願いします。

○部会長

それでは、9時50分から労働者側との個別協議始めます。

控室について、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、労働者側は4Fの雇用均等室調停室を、使用者側は5Fの労働基準部長室を用意しております。

辰巳指導官が労働者側代表委員を、浜口監督官が使用者側代表委員をご案内いたします。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは、「電機連合の中闘組合の2023年の回答状況」に鑑みて、具体的な金額のご提案をいただいたところがございます。

それに対しまして使用者側からは、経団連の作成された「2023年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」というところをご参考にされて、具体的な金額のご提示をいただいたという形となっております。

双方金額に隔たりがあり、合意には至りませんでした。

次回は、第3回専門部会となります。全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いいたします。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

特にございませんでしょうか。

では、最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（室長）

最終の第3回の専門部会は、10月24日（火）午前9時30分から、場所が変わりまして、この庁舎6階の滋賀労働局共用会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

次回は最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「第2回 精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。